

定期報告を要する特殊建築物等及び建築設備

用 途	特殊建築物等		建築設備（注3）	
	用途に供する規模等	報告の時期	用途に供する規模等	報告の時期
1 劇場、映画館又は 演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2）>200㎡又は 主階が1階以外にあるもの	3年ごと	特殊建築物等と同じ	毎年 7月～10月
2 観覧場（注4）、 公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>200㎡	平成23年 7月～10月	特殊建築物等と同じ	
3 病院、診療所（注5） 老人ホーム又は児童 福祉施設等	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300㎡		特殊建築物等と同じ	
4 ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300㎡	3年ごと	特殊建築物等と同じ	毎年 7月～10月
5 下宿、共同住宅又は寄 宿舍	F \geq 6かつ A（注2）>100㎡ （Aは6F以上）	平成24年 7月～10月		
6 学校又は体育館	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>2,000㎡			
7 博物館、美術館、図書 館、ホーリング場、スキー 場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>2,000㎡		特殊建築物等と同じ	
8 展示場、キャバレー、カフェ ー、ナイトクラブ、バー、ダ ンスホール、遊技場、公衆 浴場、料理店、飲食店 又は物品販売業を営 む店舗	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>500㎡	3年ごと 平成25年 7月～10月	特殊建築物等と同じ	毎年 7月～10月
9 事務所その他これに 類するもの	地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ面 積が1,000㎡を超える 建築物に限る】		特殊建築物等と同じ	

（注1）地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。

（注2） A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

（注3） 建築設備 : [換気設備] ヒューズホルダー又は感知器連動ダンパーを設けたものに限る。政令第112条第16項の規定による。（防火区画を貫通する部分）

: [排煙設備] 機械排煙に限る。

: [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。

（注4） 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

（注5） 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。